

広島県告示第千七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

澄合豊平線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字弓場郷四〇二五番地先から 山県郡北広島町戸谷字弓場郷三九八番二地先まで	新	旧	四・〇〇〃五 〇〇	一四一・〇〇	拡幅
	旧	新	一〇・〇〇〃 一八・〇〇〃	一四一・〇〇	
山県郡北広島町戸谷字弓場郷三九八番二地先から 山県郡北広島町戸谷字弓場郷三九七八番一地先まで	新	旧	五・〇〇〃一 〇・〇〇	一三八・〇〇	ルート変更 不用物件延長 一三一メートル
	旧	新	一六・〇〇〃 二四・〇〇	一三〇・〇〇	
山県郡北広島町戸谷字弓場郷三九七八番一地先から 山県郡北広島町戸谷字堤田一二二五九番一地先まで	新	旧	二一・〇〇〃 三六・〇〇	九三・〇〇	拡幅
	旧	新	五・〇〇〃八 〇〇	一〇一・〇〇	